

霧島市温泉使用条例の一部改正について

霧島市温泉使用条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月16日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市温泉使用条例の一部を改正する条例

霧島市温泉使用条例（平成17年霧島市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

25,980円
38,970円
51,970円
77,960円
103,950円
129,930円
207,900円
259,870円
389,810円
519,750円
649,680円
779,620円
8,400円
12,600円
16,800円
25,200円
33,600円
42,000円

」を

「

26,730円
40,090円
53,460円
80,190円
106,920円
133,650円
213,840円
267,300円
400,950円
534,600円
668,250円
801,900円
8,640円
12,960円
17,280円
25,920円
34,560円
43,200円

」に改める。

別表第3中「115円」を「118円」に、「160円」を「170円」に、

6,300円	6,480円
8,400円	8,640円
12,600円	12,960円
16,800円	17,280円
6,300円	6,480円
8,400円	8,640円
12,600円	12,960円
16,800円	17,280円
25,200円	25,920円
33,600円	34,560円
42,000円	43,200円

」を」に、「210円」を「220円」に、

「7,690円」を「7,910円」に、「400円」を「420円」に、「4,690円」を「4,830円」に改める。

別表第4中

310円	330円
360円	380円
420円	440円
470円	490円
570円	600円
1,780円	1,840円

」を」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

霧島、牧園両地区の温泉供給事業加入金を実質引き下げることにより、加入促進を図るとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、加入金を除く使用料について本条例の所要の改正をしようとするものである。